

○財務省告示第二百五十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年八月三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四

十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 競 決
発 競 定
行 争 の

非 下 額 市 札 格 競 と て 価
価 一 を 場 で 競 争 得 格
格 国 を 特 あ 争 入 する ら を
競 債 定 別 入 札 も の れ 募
争 市 め 参 札 と 行 に 入 額
入 場 も 加 、 行 による 額
札 特 の 者 財 同 一 とい 発 格
発 別 によ り と 務 時 いう 行 格
行 参 する 大臣 に行 わ れ 非
「 加 発 行 者 ・ 第 I 以 度 債 入 価
と 者 ・ 第 I 以 度 債 入 価
いう。」

ハ ロ

札 非
発 競
行 争
入

各 各 当 も 各
申 申 申 申 申
込 込 込 込 込
の の の の の
か から そ の うち
ら そ の うち 応募
る 。 の 応募 額 を
み の 応募 額 を 案
の 応募 額 を 案 分
の 応募 額 を 案 分 により
の 応募 額 を 案 分 により

六

イ

入 価 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 行 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 札 格 第 参 市 行 争
行 争 額 発 競 I 加 場 入

法 め 営 五 つ 定 う 億 額
律 の に 億 千 九 百 十 五 万 円
第 公 必 要 な 財 源 の 特 例 関 基
三 債 の 財 源 の 特 例 関 基
条 の 財 源 の 特 例 関 基
第 一 項 の 特 例 関 基
の 特 例 関 基
規 定 関 基
に 関 基
基 づく

八

最低額面金

五万円

行争非者特

国債市

札発競争入

入札発競

者・第I

特別参加

国債市場

札発競争入

入札発競

者・第I

特別参加

国債市場

札発競

争非者特

国債市

札発競争入

入札発競

者・第I

特別参加

国債市場

札発競

争非者特

国債市

札発競争入

入札発競

者・第I

特別参加

国債市場

札発競

争非者特

国債市

札発競争入

入札発競

七

払込金額

ハ

ロ

イ

ハ

ロ

で四十四億四千万円

た利付国債について、額面金額

条第一項の規定に基づき発行し

特別会計に関する法律第四十六

条第一項の規定に基づき発行し

で三億八千六百万円

た利付国債について、額面金額

条第一項の規定に基づき発行し

特別会計に関する法律第四十六

条第一項の規定に基づき発行し

十万円

額面金額で四十八億四千五

発行した利付国債に

六十二億四千六百九十

ついで、額面金額で七千六

九億四千六百九十

ついで、額面金額で七千六

定に基き発行した利付国債に

する法律第四十六

九千七百五十万

は、額面金額で六千八百

き発行した利付国債につ

き発行した利付国債につ

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

十 十 一 発 行 日

額面金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{44}{365}$

平成二十九年十二月十日を以て
は、その翌営業日に払うべき
額は、銀行休業日に支払うべき
額は、銀行休業日に支払うべき
下、その翌営業日に支払うべき
規定、次号及び第十号において

年〇パーセント
募集金額に
払込金額に
り、算出された金額を
定する。期日に払い込む
る。

金額 百円 二十
額 以上 五十
銭 以下 十
銭 以下 五

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
後第二期 の利子以	平利子を 支払う。	平成三十 九年六月 二十日	日本銀行	財務大臣 から通知 を受けた者		平成二十 九年八月 三日
毎年六月 二十日及 び十二月 二十	日を支払 期とし、 各支払期 にお	る利子を 支払う。	額面金額 百円につき 百円			